○国土交通省告示第七百九十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

令和七年八月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　VOR

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
東京VOR	国土交通大臣 東京都千代田区	N35°34′ E139°46′ 東京都大田区	117.4	200	なし	ＴＴＥ	24時間	令和７年10月２日	東京ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									
たいろVOR	上欄に同じ	N34°05′ E139°34′ 東京都三宅島三宅村	111.8	100	なし	ＴＩＥ	24時間	令和７年９月４日	たいろＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
雄山VOR	上欄に同じ	N34°04′ E139°34′ 東京都三宅島三宅村	108.65	100	なし	ＭＯＥ	24時間	平成17年１月20日（令和７年９月４日から令和８年５月13日まで供用休止）	雄山ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									

改正前

1　VOR

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
羽田VOR	国土交通大臣 東京都千代田区	N35°34′ E139°46′ 東京都大田区	112.2	200	なし	ＨＭＥ	24時間	昭和44年７月24日（平成25年２月７日から供用再開）	羽田ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									
雄山VOR	上欄に同じ	N34°04′ E139°34′ 東京都三宅島三宅村	108.65	100	なし	ＭＯＥ	24時間	平成17年１月20日（平成22年３月11日から供用再開）	雄山ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									